

## お知らせ

# 法令違反車両などの取り締まり及び 特殊車両通行許可窓口について

高速道路等の道路構造保全のため、各インターチェンジの入口や休憩施設内(一部)に掲示している看板に記載されている基準を超えた車両は、『通行許可』なく通行することが出来ません。



基準を超えた車両の通行を制限するため、係員により車両の誘導、車両重量等の計測、特殊車両の通行許可証等の提示などを指示することがあります。

また、交通の危険を防止するため、積載物の落下等が予想される車両について、係員により積載物の内容確認、積載物の転落防止の要請などを指示することがあります。

高速道路をご利用になるお客様は、供用約款第7条の規定に基づき、道路の構造の保全、交通の危険防止等のために行う係員の職務上の指示に従うこととなっております。ご理解とご協力を願いいたします。

←左記図は看板例です。

また、高速道路等を通行される際、上記基準を超えての通行については『特殊車両通行許可申請』を下記窓口まで提出して下さい。(提出される際、疑問等がありましたら申請窓口までご連絡して下さい)  
なお、平成17年10月1日より特殊車両通行許可等の許可権者については『※独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構』となりますので、お知らせいたします。

### ●中日本高速道路株式会社申請窓口

- |                   |                      |                 |
|-------------------|----------------------|-----------------|
| ・横浜支社川崎道路管制センター   | 住所:川崎市宮前区南平台1-1      | TEL044-877-6913 |
| ・八王子支社八王子道路管制センター | 住所:八王子市宇津木町231       | TEL0426-91-1171 |
| ・中部地区一宮道路管制センター   | 住所:一宮市丹陽町九日市場字竹の宮204 | TEL0586-76-1125 |
| ・金沢支社金沢道路管制センター   | 住所:金沢市神野町東170        | TEL076-249-8632 |

※独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構のホームページ

<http://www.jehdra.go.jp>